

小型家電リサイクルと障害者就労施設の連携を支援します！！

～「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」を作成しました～

県では、平成24年度から、市町村と障害者就労施設が連携した小型家電リサイクルの取組*の普及を進めています。

こうした取組は、有用資源の効率的なリサイクルを行いつつ、障害者の社会参加の促進が期待できるなど、環境部門、福祉部門の双方にとって意義があるものと考えています。

そこで、このたび、市町村が、地域の実情に応じて障害者就労施設と連携して小型家電リサイクルに取り組む際に参考となる事項を取りまとめた「ガイドライン」を作成しましたので、お知らせします。

<ガイドラインの内容>

- ・ 小型家電リサイクル法の概要
- ・ 障害者優先調達推進法の概要
- ・ 福祉との連携による小型家電リサイクルの方法
- ・ 市町村における取組事例 など



【添付資料】

- ・ 「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」の概要について
- ・ 福祉との連携による小型家電リサイクルのイメージ図

「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」は、次の県ホームページから御覧いただけます。<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6804/p21380.html>

※～小型家電リサイクルの取組とは～

使用済となった携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電に利用されている貴金属、レアメタルなどの有用な資源の相当部分が廃棄されている状況に対応するため制定された小型家電リサイクル法（H25.4施行）に基づく取組です。

問い合わせ先

小型家電リサイクルについて

神奈川県環境農政局環境部資源循環課
課長 堀端 電話 045-210-4140

障害者の社会参加について

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課
課長 中元 電話 045-210-4700

「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」の概要について

1 本ガイドラインの趣旨（p 1）

市町村廃棄物部局と福祉部局が、使用済小型電子機器等の再資源化に関する事業を、障害者就労施設と連携を図りながら推進する場合の留意事項、参考事項を取りまとめたもの。

2 小型家電リサイクル法の概要（p 2～6）

小型家電リサイクル法の目的、概要、対象品目、市町村の役割等について記載。

3 小型家電リサイクル法施行上の課題（p 7～8）

県内市町村における使用済小型電子機器等の回収量が少ないため、今後再資源化を進めていくために、分解等の前処理を行うことにより有価性を高める仕組みについて検討する必要があること等について記載。

4 障害者優先調達推進法の概要（p 9～12）

障害者優先調達推進法の目的、概要、対象施設、対象役務について記載。

5 障害者優先調達推進法施行上の課題（p 13）

障害者就労施設のうち、特に就労継続支援事業所B型（非雇用型の事業所）における工賃が低迷していることを挙げ、今後障害者の社会参加を促進していくために、当該事業所への発注を拡大していくことが有効であること等について記載。

6 福祉との連携による小型家電リサイクルの意義（p 14）

市町村が分別収集した使用済小型電子機器等を再資源化事業者に引き渡すに当たり、あらかじめ障害者就労施設において分解等の前処理を行うことが、小型家電リサイクル推進、障害者の社会参加促進の双方の観点から意義がある点について記載。

7 福祉との連携による小型家電リサイクルの方法（p 15～31）

市町村から障害者就労施設への引渡しの方法の類型として「委託」と「譲渡」の2類型について説明するとともに、障害者就労施設で行う前処理の内容、事業実施に当たっての留意事項（廃棄物処理法との関係、障害者優先調達推進法との関係、契約の方法、契約書に記載する事項等）について記載。

8 市町村による取組事例（p 32～36）

今後新たに福祉との連携による小型家電リサイクルに取り組む市町村の参考に資するため、既に取り組を実施している県内市町村（横須賀市、藤沢市、小田原市、伊勢原市、愛川町）の事例を記載。

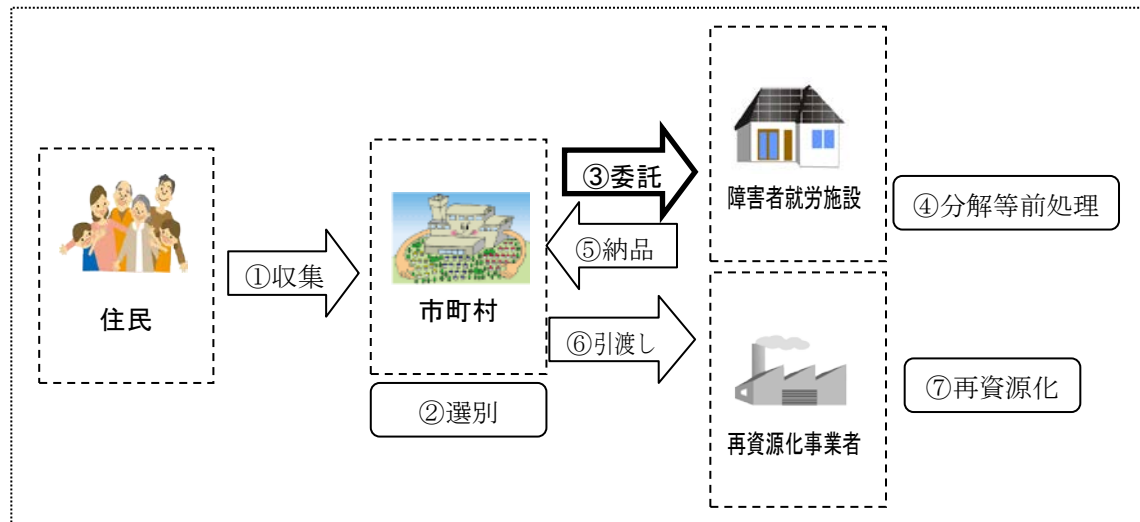
9 資料（p 37～41）

使用済小型電子機器等の廃棄物該当性等、福祉との連携による小型家電リサイクルの実施に当たって参照する必要がある廃棄物処理法の解釈通知等を記載。

福祉との連携による小型家電リサイクルのイメージ図

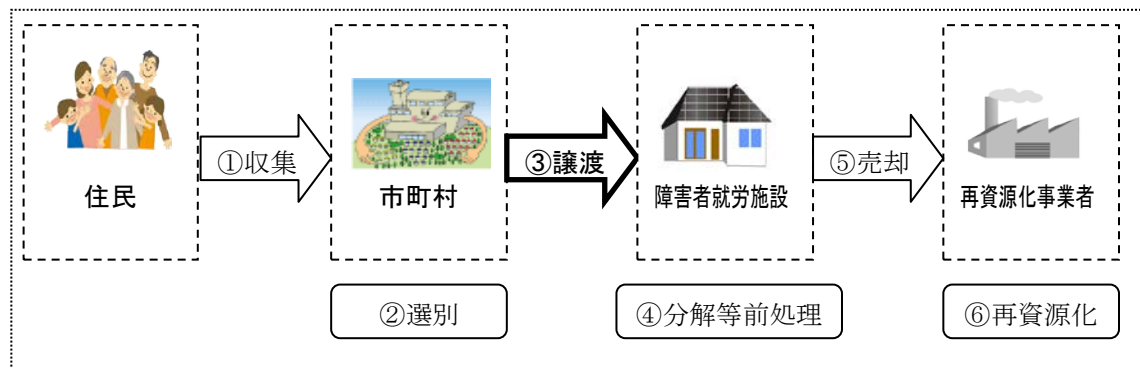
- 市町村から障害者就労施設に携帯電話などの小型家電を引き渡し、障害者就労施設で分解等の前処理を行う場合、引渡しの形態として「委託」と「譲渡」の二つの方法が考えられます。

<委託による場合>



※ 現在、横須賀市と小田原市で、この方法による取組が行われています。

<譲渡による場合>



※ 現在、伊勢原市で、この方法による取組が行われています。

- これらのほか、藤沢市と愛川町で、それぞれ独自の取組が行われています。
- 詳しくは「ガイドライン」を御覧ください。